

群馬県公立高校入学者選抜制度の在り方について〈報告〉の概要 高校教育課

「全日制課程・フレックススクール入学者選抜」について

○ 前期選抜と後期選抜を合わせた1回の選抜（本検査）を実施

- ・現行制度の選抜の趣旨を継承しつつ、受検者の優れたところをより多面的に評価
- ・一定の期間を設けて追検査、再募集を実施し、受検の機会を保障

<現行制度の主な課題>

- ・定員を前期と後期で分けているため、前期選抜で多数の受検者が不合格となっており、心理的負担が大きい
- ・受検期間の長期化により、中学校、高校双方で、授業時間が十分に確保しにくいなど、学校生活への影響が大きい
- ・前期と後期で受検校を変更する受検者もいて、不本意入学などの一因となっている
- ・感染症対応の追検査のため、新たな選抜日程の設定が必要であるなど



新制度の実施に向けて

- ・必要な周知期間を確保、なるべく早期に導入 → 令和6年度入学者選抜(令和3年度中学1年生対象)から実施
- ・制度変更から当面の間は、志願先変更期間を複数回設定

その他、入学者選抜に関すること

- 志願理由書の趣旨の明確化と様式の見直し
→ 面接の補助資料として活用、項目の精選や字数削減、コピーの提出可 等(可能なものは令和4年度入学者選抜から)
- 出題範囲の精査 → 検査時期が早まるため、中学校の学習状況に配慮
- 合理的配慮の推進 → ICT活用等による障害のある生徒への対応の充実
- 出願手続き等の省力化 → ICTの活用を検討

群馬県公立高校入学者選抜制度の在り方について <報 告>

令和3年3月26日
入学者選抜制度検討委員会

はじめに

県教育委員会では、「高校教育改革推進計画」（計画期間：平成24年度～令和3年度）の進捗状況を検証するとともに、次期計画の策定に向け、有識者による検討を行っており、令和2年3月には、本県高校教育の諸課題と今後の在り方について、検討結果が取りまとめられている。

この検討結果において、入学者選抜制度については、「より適切な制度の在り方について検討が必要である」とされたことから、入学者選抜に係る諸課題に焦点を絞った検討を行うため、令和2年9月に、本検討委員会が設置されたものである。

検討に当たっては、「一人一人の優れたところを積極的に評価するため、多様な選抜尺度による選抜を行う」との入学者選抜の趣旨の下、現行の入学者選抜制度の成果と課題を検証してきた。また、今後の在り方については、制度の変更が、中学生や保護者、中学校の指導に与える影響の大きさを踏まえて、慎重に協議を重ねてきた。

今後、入学者選抜制度が適切に見直され、本県の子どもたちのより良い進路選択に資するものとなるよう、検討の結果を取りまとめ、ここに報告する。

1 これまでの制度改正と現行制度の概要

(1) これまでの主な制度改正

本県では、推薦入学において受検機会に制限のことなどから、平成12年度選抜から、推薦入学及び一般選抜を廃止して前期選抜及び後期選抜を設け、全ての生徒に複数の受検機会を保障してきた。また、平成19年度*からは、受検者が居住する地区によって制限を受けることなく、進学を希望する県内公立高校を自由に受検できるよう、全県一学区制を導入した。

（※一部の市立高校は平成23年度から全県一学区制導入）

現在は、全ての全日制課程及びフレックススクールにおいて、前期選抜、後期選抜及び、5人以上の欠員のある学校での再募集を実施しており、受検者は、複数の受検機会を利用して、希望する高校へ進学している。

なお、平成29年度選抜からは、中学校段階における基礎的・基本的な内容についての学習到達度を評価する観点から、前期選抜に3教科（国語、数学、英語）の学力検査を導入している。

(2) 現行制度の概要（全日制課程・フレックススクール選抜）

ア 前期選抜

- ・募集する人数は、定員の10%～50%を標準に学校が設定する。
- ・3教科の学力検査（又は総合問題）に加え、面接、実技検査等のうちから

学校が定めた検査を実施する。

- ・学力検査問題は、基礎的・基本的な知識・技能を問うものとし、調査書や面接等において、意欲や個性、中学校での活動実績等を重視して選抜を行う。
- ・各学校は、学校の実態等を踏まえ、定員を2つに区分（「A選抜」、「B選抜」）した選抜や、受検者全員を対象に段階を設けた選抜を行うことができる。

イ 後期選抜

- ・募集する人数は、定員から前期募集の人数を減じた数を原則とする。
- ・5教科の学力検査を2日に分けて実施するほか、学校によっては面接等を実施する。
- ・学力を中心に、総合的な評価により選抜を行う。

ウ 再募集

- ・学校ごと（部単位）に、5人以上の欠員がある場合に実施する。

※ その他の選抜

- ・定時制課程選抜、定時制課程再募集、定時制課程追加募集、通信制課程選抜、フレックススクール秋季選抜
- ・連携型選抜（連携型中高一貫教育を実施している3校で実施）

2 全県一学区制に関する検証と今後の方向性

（1）現行制度の成果と課題

- ・進学したい学校を自由に受検する機会が得られている一方で、交通の便が良い都市部の学校において、比較的志願倍率の高い状況がある。

（2）今後の方向性

＜全県一学区制の継続＞

- ・今後、全県で中学校卒業者の急激な減少が見込まれる中、学校規模の縮小や多様化する様々なニーズに対応しながら、それぞれの学校が特色化、魅力化を図っていくことが重要であり、地区にとらわれずに自由に学校を選択できる全県一学区制は、今後も維持していくことが必要である。

3 全日制課程及びフレックススクール選抜に関する検証と今後の方向性

（1）受検機会に関すること

ア 現行制度の成果

- ・前期選抜及び後期選抜という観点の異なる2回の選抜に加え、再募集を含めると、3回の受検機会を確保している。

イ 現行制度の主な課題

- ・定員を前期と後期とで分けて募集している現行制度下では、前期選抜において、多数の受検者が不合格となる状況が生じており、受検者に大きな心理的負担を強いている。
- ・受検期間が長期にわたるため、中学校、高校双方において、3学期の授業時間が十分に確保しにくいとの課題に加え、高校においては、採点を含む選抜業務が過密になっている。
- ・前期選抜と後期選抜とで受検校を変更する受検者も一定数おり、不本意入

学などの一因となっている。

- ・現行制度の3回の受検機会（前期、後期、再募集）に加え、感染症等に対応するための追検査を実施できるよう、新たな選抜日程の設定が必要となっている。

ウ 今後の方向性

<前期・後期の定員を合わせた1回の検査を導入>

- ・前期選抜と後期選抜で分割している定員を、1回の本検査で選抜する新たな制度を導入し、前期選抜において、多数の受検者が不合格となる状況を改めるとともに、受検期間の短縮化を図ることが望ましい。
- ・新たな制度の導入により、選抜業務に余裕が生まれ、より行き届いた対応とミスの未然防止につながることが期待される。
- ・今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえると、追検査の日程については、本検査から一定の期間を空ける必要がある。再募集をこれまでどおりに実施することを前提とした場合、全ての検査日程を年度内に完了するためには、本検査を2月中旬から下旬までの期間に実施することが望ましい。

(2) 選抜の趣旨の継承と検査内容に関すること

ア 現行制度の成果と今後の課題

- ・前期選抜と後期選抜の双方で学力検査を実施することで、入学後に必要な学力と選抜の公正・公平を担保できている。
- ・学力検査に加え、学校ごとに、面接や学校独自の総合問題、パーソナルプロゼンテーション等を実施しており、各学校の志願してほしい生徒像を踏まえ、多様な選抜尺度による選抜を実施できている。
- ・今後、新たな制度の導入に当たっては、多様な観点から、生徒一人一人の優れたところを更に積極的に評価できるよう、改善を図る必要がある。

イ 今後の方向性

<これまでの選抜の趣旨を継承>

- ・新たな制度では、意欲や個性、中学校での活動実績等を重視する前期選抜の趣旨と、学力を中心に総合的に評価する後期選抜の趣旨を、どちらも継承することが必要である。
- ・選抜方法については、受検機会の公平・公正を確保し、多様な観点による選抜を実施するため、全ての受検者を対象に複数の段階を設けて選抜する方法を探ることが望ましい。
- ・選抜資料は、これまでどおり、調査書、学力検査及び面接の結果等とするが、評価の観点については、これまでの観点（調査書の評定、学校行事、部活動や学力検査の得点等）に加え、ボランティアや特技といった学校外の活動や、不登校経験のある受検者の学習意欲等、より多様な観点を設定し、受検者を多面的に評価していくことが望ましい。
- ・受検者を適切に評価する観点から、全ての学校で、学力検査と面接等を実施することが望ましい。検査日程については、例えば、学力検査を1日目に全てを行い、2日目を全受検者対象の面接等に充てるなど、受検者が検査に取り組みやすい日程を工夫する必要がある。
- ・検査問題については、新学習指導要領の資質・能力、学習評価の考え方を踏まえ、受検者の学力をより公正・公平に評価できるよう、改善を図る必

要がある。また、教科によっては、各学校が、難易度の異なる問題の中から、学校の実態に応じて、適切な問題を選択できるようにするなど、検査問題の在り方についても検討していくことが望ましい。加えて、選抜の時期が早まるなどを踏まえた出題範囲の精査など、中学校の学習進度への配慮も必要である。

(3) 多様化する生徒の受入れに関すること

ア 現行制度の成果と今後の課題

- ・現行制度では、多様な観点での選抜により、不登校経験のある受検者であっても高校進学の機会が保障されるよう配慮されているほか、障害のある受検者への合理的配慮の提供も、おおむね適切に行われている状況にある。
- ・今後は、外国籍を有する者、中途退学者などを含め、より一層、多様な学習ニーズを持つ受検者への対応が求められている。

イ 今後の方向性

<新たな制度による積極的な受入れ>

- ・不登校経験者や外国籍を有する者、中途退学者等については、高校での学習への意欲等をより重視した選抜の方法を工夫するなど、学校の実態を踏まえて、従来定時制課程に進学することの多かったこれら受検者の潜在的な全日制課程へのニーズに、対応していくことが必要である。

<ＩＣＴの活用等による合理的配慮の提供>

- ・障害のある受検者への合理的配慮の提供については、ＩＣＴの活用などを含め、一層の充実を図っていくことが必要である。

(4) 新たな制度の導入時期と配慮に関すること

ア 制度の周知と導入の時期

- ・制度改善の趣旨を踏まえ、新たな制度は、できるだけ速やかに導入されることが望ましい。
- ・導入に当たっては、初年度に受検する子供たちが、志望校の選択を適切に行い、余裕を持って選抜に備えることができるよう、十分な配慮が必要である。対象学年が中学校1年生の早い時期までに、制度変更の趣旨や選抜方法の概要について公表し、周知を行う必要があることから、具体的な時期としては、令和6年度入学者選抜以降であれば可能であると考える。

イ 制度変更による影響への配慮

- ・前期選抜、後期選抜という2回の受検機会が1回となることで、受検者等が不安を感じる場合が推測されることから、新たな制度が、従前の2回の選抜の趣旨と内容を引き継ぎながら、より改善された選抜となることを、受検者や保護者、中学校等に十分周知していく必要がある。
- ・受検機会が1回となることにより、志望校の選択に迷う受検者がいることも想定されるため、当面、志願先変更期間を複数回設定するなどの配慮を行うことが望ましい。

4 その他、入学者選抜に関すること

(1) 「志願理由書」の扱い

ア 現行制度の成果と課題

- ・現行の前期選抜で提出を求めている志願理由書については、受検者の志願理由の明確化に役立っている一方で、受検者や指導に当たる中学校の負担が大きいなどの課題がある。

イ 今後の方向性

- ・受検者の優れたところや意欲のより積極的な評価につながるよう、改めて趣旨を明確化し、全ての受検者に提出を求めることが望ましい。面接の補助資料とするなどの具体的な活用方法については、中学校にも十分に周知することが必要である。
- ・文字数や項目の精選等、記入に係る負担軽減の工夫に加え、各高校で記載内容を指示できる記入欄を設けるなど、より積極的な評価につながるよう、様式について検討することが望ましい。
- ・コピーの提出を可とするなど、速やかな対応が可能と思われる改善については、令和4年度入学者選抜から導入することが望ましい。

(2) 定時制課程選抜の日程

ア 現行制度の成果と課題

- ・定時制課程選抜については、再募集に加えて追加募集を実施しているが、年度をまたいで4月の実施となっていることから、入学後の学習に影響が生じている。

イ 今後の方向性

- ・定時制課程選抜の追加募集についても、なるべく年度内に受検日程が完了するよう、全日制課程と併せて、日程の検討が必要である。

(3) I C T を活用した業務の改善

ア 現行制度の課題

- ・出願手続きや選抜業務については、大きな負担となっていることから、効率化、省力化等を図っていく必要がある。

イ 今後の方向性

- ・I C T を活用した出願手続きや選抜業務の改善について、安全性を十分に担保しつつ、受検者、中学校及び高校の実情を踏まえた検討を進めていくことが必要である。

<資料1>

本県の県立高等学校入学者選抜制度の変遷

～昭和52年 (1977)	学力検査による一回の選抜	
昭和53年 (1978)	導入・定着の推進	農業に関するすべての学科において、推薦入学を実施する。 合格内定者数は当該学科の定員の15%程度とする。
昭和54年 (1979)		推薦入学制度を、工業、商業に関する学科の一部にも拡大する。
昭和55年 (1980)		推薦入学制度を、農業、工業及び商業に関するすべての学科に拡大する。
昭和61年 (1986)		家庭、理数、英語の各科に推薦入学を導入する。 (これにより、専門教育を主とする全ての学科で推薦入学を実施)
昭和62年 (1987)		普通科に推薦入学を導入する。
平成元年 (1989)	推薦枠の拡大	農業学科の一部で、推薦入学の定員枠を25%程度とする。
平成2年 (1990)		推薦入学の枠を、普通科：15%、職業学科：20%、農業学科の一部を30%程度とする。
平成3年 (1991)		推薦入学の枠を、職業学科：25%、農業学科の一部を35%程度とする。 作文を課すことを認める。
平成4年 (1992)		推薦入学の枠を、普通科：20%、農業の一部を除く専門学科：30%程度とする。
平成5年 (1993)		推薦入学の枠を50%以下の範囲で各学校が設定できることとする。
平成6年 (1994)		すべての学校・学科において推薦入学を実施 学力検査の教科内の配点の増減を認める。 学力検査と調査書において、調査書の比重を高めることを可とする。
平成9年 (1997)		推薦書を廃止し、志願理由書とする。
平成12年 (2000)	前期・後期選抜の導入・定着	推薦入学を廃止し、全ての生徒が前期・後期の2回の選抜を受検可とする。 前期選抜：調査書と面接等で選抜（＝学力検査を実施しない。）、募集人員は20～40%。 後期選抜：学力検査と調査書で判定
平成18年 (2006)		前期選抜の募集人員を20～50パーセントとする。 前期選抜において、総合問題を導入することを可とする。
平成19年 (2007)	全県一入学区	【普通科全県一学区】 すべての県立高校の通学区域を全県一学区とする。 前期選抜の募集人員を10～50パーセントとする。 フレックススクール2校において、秋季入学のための入学者選抜を実施
平成27年 (2015)	前後の改善	各高校の選抜基準等の明確化を図る。
平成29年 (2017)		前期選抜及び連携型選抜において学力検査（国語・数学・英語）を導入。

<資料2>

検討経過

期日	委員会・ワーキング会議	検討事項等
令和2年 9月7日(月)	第1回入学者選抜制度検討委員会及び第1回ワーキンググループ会議	<ul style="list-style-type: none"> ・スケジュール等について ・本県の県立高等学校入学者選抜制度の現状について ・高校教育改革検討委員会報告について
10月9日(金)	第2回ワーキンググループ会議	<ul style="list-style-type: none"> ・入学者選抜制度の現状と課題 ・今後の改革の方向性
11月26日(木)	第2回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・入学者選抜制度の現状と課題 ・今後の改革の方向性
令和3年 1月29日(金)	第3回ワーキンググループ会議	<ul style="list-style-type: none"> ・検討のまとめ
3月15日(月)	第3回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・検討のまとめ

<資料3>

入学者選抜制度検討委員会設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「入学者選抜制度検討委員会」の組織及び運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 入学者選抜制度の在り方等について検討するため、「入学者選抜制度検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の事項について検討する。

- 一 入学者選抜制度の改善に関するここと
- 二 その他、入学者選抜に関するここと

(組織等)

第4条 委員会は、委員10名程度で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が依頼する。

- 一 学識経験者
- 二 P T A関係者
- 三 小・中・高等学校長代表
- 四 その他委員として適當と認められる者

(任期)

第5条 委員の任期は、1年以内とする。

2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長、副委員長)

第6条 委員会は、委員の互選により、委員長及び副委員長を定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は教育長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

(ワーキンググループ等)

第8条 委員会に、委員長の指示を受けて調査研究を行うため、ワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループの委員は、教育長が依頼する。

3 第5条の規定は、ワーキンググループについて準用する。

(意見の聴取)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育委員会事務局高校教育課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月14日から施行する。

<資料4>

入学者選抜検討委員会委員

No	氏名	職名	備考
1	小林 清	前橋工科大学教職センター教授	委員長
2	太田 千秋	群馬県立女子大学キャリア支援センター准教授	副委員長
3	飯野 真幸	群馬県都市教育長協議会会长	
4	宮崎 一	群馬県町村教育長会会长	
5	柳澤 剛文	群馬県高等学校PTA連合会会长	
6	岩村 隆志	群馬県PTA連合会会长	
7	加藤 聰	群馬県高等学校長協会会长	
8	鈴木 雅浩	群馬県中学校長会会长	
9	小林 澄子	群馬県小学校長会副会長	
10	野口 秀樹	群馬県私立小・中・高等学校協会会长	

入学者選抜検討委員会ワーキンググループ委員

No	氏名	職名	備考
1	加藤 聰	群馬県高等学校長協会会长	高崎高等学校長
2	二渡 諭司	群馬県高等学校長協会副会長	前橋高等学校長
3	高坂 和之	群馬県高等学校長協会副会長	前橋商業高等学校長
4	閑野 泉	群馬県高等学校長協会副会長	高崎商業高等学校長
5	丸橋 覚	群馬県高等学校長協会副会長	高崎北高等学校長
6	鈴木 雅浩	群馬県中学校長会会长	前橋第一中学校長
7	飯塚 敏雄	群馬県中学校長会総務部長	前橋第七中学校長

入学者選抜検討委員会幹事

No	氏名	職名
1	加藤 隆志	教育次長
2	村山 義久	教育次長（指導担当）
3	上原 克之	総務課長
4	栗本 郁夫	義務教育課長
5	小林 智宏	高校教育課長